

2014.6石綿則改正、厚労省指針・2014.6【環境省】大気汚染防止法改正に対応

空調衛生設備 レベル2保温材 アスベスト対応マニュアル2014 改訂点一覧

株式会社ミヤデラ断熱

平成26年6月16日

項目	(改正前)	今回改正点
届出義務者の変更	施工業者(元請) 自主施工業者	大防法(自治体への届出)…… 発注者 石綿則(監督署への届出)…… 施工業者(元請) 自主施工業者
解体工事の事前調査報告	記載なし	大防法 事前調査者は事前調査結果を発注者に 書面で報告する
解体工事の事前調査結果の掲示	工事による通達	大防法 事前調査結果の掲示を義務化(書式は各自治体確認) 石綿含有建材が無い場合でも無い事を掲示する。
立入検査対象の拡大	届出された建物への 立入検査	大防法 届出がされていない建物へも立入検査対象になる
負圧状況の確認	記載なし	石綿則 作業開始前に隔離内全てにの箇所を目視、またはス モークテスターで確認する事
集じん・排気装置の確認	記載なし	石綿則 作業開始前後に粉じんの捕集状況を確認 作業開始前に前室の負圧確認
作業後の確認	記載なし	石綿則 石綿の取り残しが無いか目視で確認 養生撤去前に作業場所の環境濃度測定を行い粉じん 処理がされていることを確認